

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成30年2月4日 19時48分ごろ |
| 発生場所 | 広島県呉市呉港仁方区 重岩灯台から真方位068° 1,470m付近 (概位 北緯34° 12.8′ 東経132° 40.5′) |
| 事故の概要 | 貨物船DOJUN BRAVEは、引船を使って離岸中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年2月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 DOJUN BRAVE（大韓民国籍）、1,593トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 9408097（IMO番号）、DOJUN SHIPPING CO.,LTD |
| 乗組員等に関する情報 | 船長（大韓民国籍）、二級航海士免状（大韓民国発給） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船尾部船底外板に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか11人（大韓民国籍1人、中華人民共和国籍3人、フィリピン共和国籍2人、ミャンマー連邦共和国籍3人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、鋼材約1,868tを積載し、船長が操船の指揮に当たり、平成30年2月4日19時42分ごろ船首を南南東に向けて左舷着けとしていた呉港仁方区の岸壁から離岸した。</p> <p>本船は、船長が、引船を右舷船尾方に配置して操船支援に当たらせ、引船に指示して船尾部を西方に向けて引かせた後、19時48分ごろ船首が北東方を向いたとき、船尾部が浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、代理店を通じて本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、満潮時前の22時00分ごろ、自力で離礁した。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.45m、船尾約5.25mであった。</p> <p>船長は、呉港仁方区の岸壁での離着岸の経験が何度もあった。</p> <p>本船は、分図として呉港仁方区が記載されている海図W141を備えていた。</p> <p>本事故発生場所は、10m等深線の内側であり、5m等深線の近くであった。</p> |
| 分析 | 本船は、呉港仁方区において、低潮時に離岸する際、船長が本船の喫水に対する余裕水深を確認しなかったことから、引船を使って離岸中、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |

| | |
|--------------|---|
| 原因 | 本事故は、夜間、呉港仁方区において、本船が、低潮時に離岸する際、船長が本船の喫水に対する余裕水深を確認しなかったため、引船を使って離岸中、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 潮時潮高を確認し、余裕水深が確保される時機に離着岸すること。 |